

(交付申請用)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金
【令和5年度4次（追加）募集・林業者】 交付申請用チェックリスト

項目	提出書類チェック内容 ※提出書類の右上に項目番号（1～18）をご記入のうえご提出ください。	確認
I 共通	1 補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
	2 事業計画書（添付様式第1－1号）	<input type="checkbox"/>
	3 誓約書（添付様式第2号）	<input type="checkbox"/>
	4 事業者の事業概要がわかる資料（会社案内、ホームページを印刷したもの、事業報告など）	<input type="checkbox"/>
	5 法人の場合 履歴事項全部証明書（発行から6ヶ月以内のもの、原本）	<input type="checkbox"/>
	6 法人の場合 法人事業概況説明書（確定申告書類、写し）	<input type="checkbox"/>
	7 法人の場合 法人税確定申告書：別表一及び別表四（直近1期分、写し）（税務署の收受印があるもの、または電子申告の受信通知写し等を添付）	<input type="checkbox"/>
	8 法人の場合 損益計算書及び貸借対照表（直近1期分）	<input type="checkbox"/>
	9 個人事業主の場合 確定申告書B（第一表・第二表）及び青色申告決算書又は収支内訳書（収受印があるもの、または電子申告の受信通知写しを添付）（直近1期分、写し） ※事業内容及び事業状況、税務申告状況を確認するため、青色申告決算書又は収支内訳書の写しは必須です。	<input type="checkbox"/>
	10 個人事業主の場合 本人確認書類（運転免許証（両面）、健康保険証の（両面）の写しなど）	<input type="checkbox"/>
	11 県税に未納がない旨の証明書（原本） ※令和6年6月3日以降に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
II 省エネ設備の場合	12 補助対象設備の要件を満たしていることがわかる、次のいずれかの書類 ① 導入機器がSIIに登録されている場合は、登録型番等が記載されたWebページ ② メーカーが発行するカタログ等によって、補助対象設備の要件（省エネ基準達成等）を満たしていることがわかる資料（ただし、LED照明器具へ更新する場合は添付不要） ※該当する箇所にメーカー等により明示すること。	<input type="checkbox"/>
	13 既存設備に関する次のA～Cの書類 A 既存設備の仕様がわかる資料 ※メーカー・機種名・形式・性能等を明記した箇所を、メーカー等により明示すること。	<input type="checkbox"/>

	<p>※照明設備の更新の場合であって、既存設備が蛍光灯や水銀灯等（ＬＥＤを除く）である場合には、添付不要。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>B 既存設備設置場所の配置図及び平面図 ※設備の配置場所をマーカー等により明示し、設備を識別できるよう、型番等を記載すること。 ※既存設備の設置場所と導入予定設備の設置場所が異なる場合にもマーカー等により設置位置を明示し、新旧で設置箇所の比較可能とすること。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>C カラー写真（以下①～④全て） ※写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要がある点に注意。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>① 補助対象事業所の外観（敷地入り口から撮影した全景、1枚以上） ② 設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台につき1枚だが画面内に収まれば複数台をまとめて1枚としても可） ③ 設備の全体（各設備1台につき1枚）、同一の型番の照明設備は型番毎に1枚 ④ メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚） ※令和6年6月12日以降に撮影したもの</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
14	導入機器の経費明細が記載された2社以上の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にし、価格の比較が可能な見積書）	<input type="checkbox"/>
15	導入設備の仕様がわかるカタログや仕様書等（機器のメーカー名、機種名、型式、性能等の仕様が確認できるもの） ※導入予定の設備にマーカー等をすること。	<input type="checkbox"/>
16	補助対象事業所の建物又は土地の登記事項証明書（発行から6ヶ月以内のもの、原本） ※ 建物に設置する場合は建物の証明書、土地に設置する場合は土地の証明書を添付すること（両方に設置する必要がある場合のみ、両方添付してください）。 ※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。 ※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて、申立書を提出すること。	<input type="checkbox"/>
17	賃貸借契約書の写し、設備設置等承諾書（添付様式第3号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第4号） ※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ ※承諾書（添付様式第3号）及び確約書（添付様式第4号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。	<input type="checkbox"/>

(交付申請用)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金

【令和5年度4次（追加）募集・林業者】 交付申請用チェックリスト

項目	提出書類チェック内容 ※提出書類の右上に項目番号（19～26）をご記入のうえご提出ください。	確認
Ⅲ 再 工 ネ 設 備 の 場 合	18 太陽光発電施設・蓄電池の場合 太陽光発電設備導入実施計画書（添付様式第1－2号）	<input type="checkbox"/>
	19 太陽熱利用施設の場合 エネルギーコスト削減効果を示した資料（様式任意） ※表やグラフなどを用いて、設備導入前後で給湯に要する経費（ガス、灯油、電力等）がどの程度削減されるのか、示すこと。	<input type="checkbox"/>
	20 導入設備の仕様書（機器のメーカー名、型式、能力などの仕様が確認できるもの） ※逆潮流しないことがわかるよう、該当する機器、機能にマーク一等をすること。	<input type="checkbox"/>
	21 新設の場合 地図（所在地がわかるもの）、平面図（設置場所がわかるもの）、カラー写真（①敷地入り口から撮影した建物の外観（全景）、②設置する建物又は敷地）	<input type="checkbox"/>
	22 更新の場合 既存設備に関する次のA～Cの書類	<input type="checkbox"/>
	A 既存設備の仕様がわかる資料 ※ メーカー・機種名・形式・性能等を明記した箇所を、マーク一等により明示すること。	<input type="checkbox"/>
	B 既存設備設置場所の地図（所在地がわかるもの）、配置図、平面図 ※ 設備の配置場所をマーク一等により明示すること。	<input type="checkbox"/>
	C カラー写真（以下①～④全て） ※ 写真②～④については、実績報告の際、更新設備について同様の写真を提出する必要がある点に注意。 ①補助対象事業所の外観（敷地入り口から撮影した全景、1枚以上） ② 設置エリア（設置場所付近の様子がわかること、原則各設備1台につき1枚だが画面内に収まれば複数台をまとめて1枚としても可） ③ 設備の全体（各設備1台につき1枚） ④ メーカー及び型番がわかる銘板等（各設備1台につき1枚、ただし同一の型番の照明設備は型番毎に1枚） ※令和6年6月12日以降に撮影したもの（ただし、屋根上など撮影が困難であり、現況と相違ない場合はこの限りではない。）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

23	<p><u>太陽光発電施設・蓄電池の場合</u></p> <p>配置図（機器配置、システム系統図、図単線結線図）</p> <p>※太陽光発電設備、蓄電池、補助対象外設備の判別ができ、発電した電力を全て自家消費することが確認できるもの。</p> <p>※逆潮流しない装置等にマーカー等をして明示すること。</p>	<input type="checkbox"/>
24	<p>導入機器の経費明細が記載された2社以上の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にして、価格の比較が可能な見積書）</p> <p>※工事費の内訳がわかるものを添付すること。</p>	<input type="checkbox"/>
25	<p>設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書（発行から6ヶ月以内のもの、原本）</p> <p>※建物に設置する場合は建物の、土地に設置する場合は土地の証明書</p> <p>※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。</p> <p>※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて、申立書を提出すること。</p> <p>※「申請者の住所」と「登記事項証明書の所在（家屋番号）」が異なる場合は、登記事項証明書の裏面に相違する事由を明記すること。</p> <p>※土地の登記について、地番が異なる場合は、登記事項証明書の裏面に相違する事由を記載すること。</p>	<input type="checkbox"/>
26	<p>賃貸借契約書の写し、設備設置等承諾書（添付様式第3号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第4号）</p> <p>※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ</p>	<input type="checkbox"/>